

## 第三者評価共通評価基準（母子生活支援施設解説版）改定について（新旧対照表）

改正後	現行
<b>I 支援の基本方針と組織</b>	<b>I 支援の基本方針と組織</b>
I－1 理念・基本方針	I－1 理念・基本方針
I－1－（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。	I－1－（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。
1 I－1－（1）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	1 I－1－（1）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。
<b>【判断基準】</b> (略)	<b>【判断基準】</b> (略)
<b>評価の着眼点</b> (略)	<b>評価の着眼点</b> (略)
<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>	<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
<b>(社会的養護共通)</b> ○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。 (略)	<b>(5種別共通)</b> ○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。 (略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)

改正後	現行
<p>○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「<u>C</u>」評価とします。</p> <p>(略)</p>	<p>○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「<u>C</u>」評価とします。</p> <p>(略)</p>
<p>I－2 経営状況の把握</p> <p>I－2－(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p><u>I－2－(1)－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</u></p>	<p>I－2 経営状況の把握</p> <p>I－2－(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p><u>I－2－(1)－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</u></p>
<p><b>【判断基準】</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>【判断基準】</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>評価の着眼点</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><b>(社会的養護共通)</b></p> <p><u>○都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画や社会的養育ビジョンの内容を十分に理解することも求められます。</u></p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「④ I－3－(1)－① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p>	<p>○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「I－3－(1)－① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p>
<p>③ I－2－(1)－② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めていく。</p>	<p>③ I－2－(1)－② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めていく。</p>
<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○② I－2－(1)－① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○ I－2－(1)－① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 <u>②</u> I-2-            (1) -①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。</p> <p>○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、<u>④</u> I-3-            (1) -①で評価します。</p>	<p>○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (I-2-            (1) -①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。</p> <p>○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、 I-3-            (1) -①で評価します。</p>
I-3 事業計画の策定	I-3 事業計画の策定
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。
<u>④ I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</u>	<u>④ I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</u>
<b>【判断基準】</b> (略)	<b>【判断基準】</b> (略)
<b>評価の着眼点</b>  (略)	<b>評価の着眼点</b>  (略)
<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>	<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
<b>(社会的養護共通)</b>  ○施設長等の管理職のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して 施設の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的に中・長期計 画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知す ることが必要です。	<b>(新設)</b>
<b>(社会的養護共通)</b>  ○都道府県の定める社会的養育推進計画や社会的養育ビジョン等をもと に、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、施設が 捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的な	<b>(新設)</b>

改正後	現行
<p><u>ビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。</u></p> <p><u>(母子生活支援施設)</u></p> <p>○施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、<u>特定妊婦への支援や親子関係再構築支援、地域のひとり親家庭等への支援（アウトリーチ、相談支援）等が考えられます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>(母子生活支援施設)</u></p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方方にそった具体的な取組を評価します。</p> <p>5 I－3－(1)－② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方方にそった具体的な取組を評価します。</p> <p>5 I－3－(1)－② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
(3) 評価の留意点 (略)  ○中・長期計画が策定されていない場合 (4 I-3-(1)-①が「c評価」の場合) は、「c」評価とします。	(3) 評価の留意点 (略)  ○中・長期計画が策定されていない場合 (I-3-(1)-①が「c評価」の場合) は、「c」評価とします。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。
<u>6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</u>	<u>6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</u>
<b>【判断基準】</b> (略)	<b>【判断基準】</b> (略)
評価の着眼点  (略)	評価の着眼点  (略)
評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (社会的養護共通) ○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。  (3) 評価の留意点 (略)	評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (5種別共通) ○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。  (3) 評価の留意点 (略)
<u>7 I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。</u>	<u>7 I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。</u>

改正後	現行
<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>(5種別共通)</u></p> <p>○事業計画は、<u>基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、母親と子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を母親と子どもに周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。</u></p> <p>(母子生活支援施設)</p> <p>○事業計画は、母親と子どもへの支援に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、母親と子どもに周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>I－4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組 I－4－(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p> <p>(略)</p> <p>II 施設の運営管理</p>	<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>(新設)</u></p> <p>○事業計画は、母親と子どもへの支援に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、母親と子どもに周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>I－4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組 I－4－(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p> <p>(略)</p> <p>II 施設の運営管理</p>

改正後	現行
Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。  (略) Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。  12 Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。  (略) Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。  12 Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点  (略)	評価の着眼点  (略)
(社会的養護共通) □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	(5種別共通) □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。
評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)  (社会的養護共通) ○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。	評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)  (5種別共通) ○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。

改正後	現行
(略)	(略)
<p><u>13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を發揮している。</u></p> <p>(略)</p> <p>II-2 福祉人材の確保・育成 II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p> <p><u>14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</u></p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>(社会的養護共通)</b> <input type="checkbox"/>各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><b>(社会的養護共通)</b></p>	<p><u>13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を發揮している。</u></p> <p>(略)</p> <p>II-2 福祉人材の確保・育成 II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p> <p><u>14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</u></p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>(5種別共通)</b> <input type="checkbox"/>各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><b>(5種別共通)</b></p>

改正後	現行
○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として支援に取り組む体制が確立していることが大切です。	○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として支援に取り組む体制が確立していることが大切です。
(略)	(略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)
評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)	評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
○能力開発（育成）における、目標管理制度については17 II-2-(3)-①、教育・研修制度については18 II-2-(3)-②、19 II-2-(3)-③で評価します。	○能力開発（育成）における、目標管理制度についてはII-2-(3)-①、教育・研修制度についてはII-2-(3)-②、③で評価します。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。
16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

改正後	現行
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p><u>(社会的養護共通)</u></p> <p>○特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。</p> <p>(略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>(社会的養護共通)</u></p> <p>○職員の心身の健康と安全の確保に関する取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。</p>	<p><u>(5種別共通)</u></p> <p>○職員の心身の健康と安全の確保に関する取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。</p>
<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p> <p>17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p> <p>17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>

改正後	現行
<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u> <u>○職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点</p>	<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点</p>

改正後	現行
(略)	(略)
(社会的養護共通) ○スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	(5種別共通) ○スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。
<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>	<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
(社会的養護共通) ○スーパービジョンの体制として、 ・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる ・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させる といった取組が考えられます。	(5種別共通) ○スーパービジョンの体制として、 ・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる ・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させる といった取組が考えられます。
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
(社会的養護共通) ○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。  (略)	(5種別共通) ○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。  (略)
II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。
(略)	(略)

改正後	現行
II-3 運営の透明性の確保 II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。  21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	II-3 運営の透明性の確保 II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。  21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点  (略)	評価の着眼点  (略)
評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)  ○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、II-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」 <u>(26)(27)</u> で評価する事項が適切に公開されているか確認します。	評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)  ○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、II-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」で評価する事項が適切に公開されているか確認します。
22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。  (略)	22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。  (略)
II-4 地域との交流、地域貢献 II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	II-4 地域との交流、地域貢献 II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

改正後	現行
<p><u>23</u> II-4-(1)-① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○母親と子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。（但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。） (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>24</u> II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 (略)</p> <p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	<p><u>23</u> II-4-(1)-① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通) ○母親と子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。（但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。） (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>24</u> II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 (略)</p> <p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>

改正後	現行
<p><u>25 II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○退所が近い母親と子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携について支援の記録や聞き取りなどから確認します。 (略)</p> <p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	<p><u>25 II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通) ○退所が近い母親と子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携について支援の記録や聞き取りなどから確認します。 (略)</p> <p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>
<p><u>26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</u></p> <p>【判断基準】</p>	<p><u>26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</u></p> <p>【判断基準】</p>

改正後	現行
(略)	(略)
<p><b>評価の着眼点</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>(社会的養護共通)</b></p> <p>□施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p>	<p><b>(新設)</b></p>
<p><b>(5種別共通)</b></p> <p>□地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p>	<p><b>(新設)</b></p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p>
<p>(1) 目的</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 目的</p> <p>(略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説</p> <p><b>(社会的養護共通)</b></p> <p>○国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。</p>	<p>(2) 趣旨・解説</p> <p><b>(新設)</b></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>(母子生活支援施設)</b></p> <p>○施設の職員が積極的に地域に出向く取り組みを通じて地域住民が施設を身近に感じることで、地域住民の施設への理解が深まり、入所児や</p>	<p><b>(新設)</b></p>

改正後	現行
<p><u>退所した子どもの支援に対し、住民から理解を得ることにつながります。</u></p> <p>(3) 評価の留意点  <u>(5種別共通)</u></p> <p>○社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。</p> <p>(略)</p> <p><u>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</u></p> <p><b>【判断基準】</b>  (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点  <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</u></p> <p><b>【判断基準】</b>  (略)</p>
<p><b>評価の着眼点</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的  (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説  (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u></p> <p>○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて母親と子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的  (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説  (略)</p> <p><u>(5種別共通)</u></p> <p>○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて母親と子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p>

改正後	現行
(略)  ○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、 <b>21</b> II-3-(1)-①で評価します。	(略)  ○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、II-3-(1)-①で評価します。
<b>III 適切な支援の実施</b> III-1 母親と子ども本位の支援 III-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。	<b>III 適切な支援の実施</b> III-1 母親と子ども本位の支援 III-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。
(略)  <b>29</b> III-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	(略)  <b>29</b> III-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。
<b>【判断基準】</b> (略)	<b>【判断基準】</b> (略)
<b>評価の着眼点</b>  (略)	<b>評価の着眼点</b>  (略)
<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)  ○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含まれません。 <b>45</b> III-2-(3)-②「母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。	<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)  ○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含まれません。 III-2-(3)-②「母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

改正後	現行
<p>Ⅲ－1－(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p> <p><b>30</b> Ⅲ－1－(2)－① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>(略)</p> <p>31 Ⅲ－1－(2)－② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○説明にあたっては、前評価基準（<b>30</b> Ⅲ－1－(2)－①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。</p> <p><b>(社会的養護共通)</b></p> <p>○母親と子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて母親と子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と母親と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。</p>	<p>Ⅲ－1－(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p> <p><b>30</b> Ⅲ－1－(2)－① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>(略)</p> <p>31 Ⅲ－1－(2)－② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。</p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○説明にあたっては、前評価基準（Ⅲ－1－(2)－①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。</p> <p><b>(5種別共通)</b></p> <p>○母親と子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて母親と子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と母親と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。</p>

改正後	現行
<p>の利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>32 Ⅲ－1－(2)－③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。</u></p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><u>32 Ⅲ－1－(2)－③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。</u></p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><b>(社会的養護共通)</b> ○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが母親と子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><b>(5種別共通)</b> ○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが母親と子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><b>Ⅲ－1－(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。</b></p>	<p><b>Ⅲ－1－(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。</b></p>

改正後	現行
<p><u>33 Ⅲ－1－(3)－① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</u></p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><b>(社会的養護共通)</b> ○施設における満足の把握は、母親と子どもの視点から施設を評価するもので、支援を向上するために必要なプロセスです。母親と子どもの視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、母親と子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。</p> <p><b>(社会的養護共通)</b> ○施設における満足は、日常生活において母親と子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることもあります。</p> <p><b>(社会的養護共通)</b> ○施設における満足については、支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において支援の基本方針や母親と子どもの状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。</p>	<p><u>33 Ⅲ－1－(3)－① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</u></p> <p><b>【判断基準】</b> (略)</p> <p><b>評価の着眼点</b> (略)</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><b>(5種別共通)</b> ○施設における満足の把握は、母親と子どもの視点から施設を評価するもので、支援を向上するために必要なプロセスです。母親と子どもの視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、母親と子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。</p> <p><b>(5種別共通)</b> ○施設における満足は、日常生活において母親と子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることもあります。</p> <p><b>(5種別共通)</b> ○施設における満足については、支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において支援の基本方針や母親と子どもの状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。</p>

改正後	現行
(略)	(略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
III-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。  34 III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	III-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。  34 III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。
(略)	(略)
35 III-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	35 III-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。
<b>【判断基準】</b> (略)	<b>【判断基準】</b> (略)
<b>評価の着眼点</b>  (略)	<b>評価の着眼点</b>  (略)
<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)  (社会的養護共通)	<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)  (5種別共通)

改正後	現行
<p>○母親と子どもが自由に意見を表明できるよう、母親と子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。</p>	<p>○母親と子どもが自由に意見を表明できるよう、母親と子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。</p>
<p>(社会的養護共通)</p> <p>○普段の母親と子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。</p>	<p>(5種別共通)</p> <p>○普段の母親と子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。</p>
<p>(社会的養護共通)</p> <p>○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない母親と子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。</p>	<p>(5種別共通)</p> <p>○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない母親と子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。</p>
<p>(社会的養護共通)</p> <p>○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを母親と子どもが理解していることを確認します。</p>	<p>(5種別共通)</p> <p>○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを母親と子どもが理解していることを確認します。</p>
<p><u>36 III-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</u></p>	<p><u>36 III-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</u></p>
<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>	<p><b>【判断基準】</b> (略)</p>
<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b> (略)</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>(社会的養護共通)</p> <p>○意見、要望、提案等への対応は、母親と子どもの意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。</p> <p>Ⅲ－1－（5） 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p> <p><u>37 Ⅲ－1－（5）－① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○感染症に関するリスク（対策）については、次項「<u>38 Ⅲ－1－（5）－②</u>」で評価します。</p>	<p>(5種別共通)</p> <p>○意見、要望、提案等への対応は、母親と子どもの意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。</p> <p>Ⅲ－1－（5） 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p> <p><u>37 Ⅲ－1－（5）－① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○感染症に関するリスク（対策）については、次項「Ⅲ－1－（5）－②」で評価します。</p>

改正後	現行
(社会的養護共通) ○母親と子どもに対する強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。	(母子生活支援施設) ○母親と子どもに対する強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。
<u>38 Ⅲ－1－(5)－② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</u>  (略)	<u>38 Ⅲ－1－(5)－② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</u>  (略)
<u>39 Ⅲ－1－(5)－③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</u>  【判断基準】 (略)	<u>39 Ⅲ－1－(5)－③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</u>  【判断基準】 (略)
評価の着眼点  (略)	評価の着眼点  (略)
評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  ○通所・訪問や子育て支援に関する事業など <u>を</u> 実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。	評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  ○通所・訪問や子育て支援に関する事業など実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
Ⅲ－2 支援の質の確保	Ⅲ－2 支援の質の確保

改正後	現行
Ⅲ－2－(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。	Ⅲ－2－(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。
40 Ⅲ－2－(1)－① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	40 Ⅲ－2－(1)－① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点  (略)	評価の着眼点  (略)
評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (社会的養護共通) ○支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。  (3) 評価の留意点 (略)	評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (母子生活支援施設) ○支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。  (3) 評価の留意点 (略)
41 Ⅲ－2－(1)－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	41 Ⅲ－2－(1)－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)

改正後	現行
評価の着眼点  (略)	評価の着眼点  (略)
評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)  <u>(社会的養護共通)</u> ○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。	評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)  <u>(5種別共通)</u> ○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。
III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。  42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。  42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点  (略)	評価の着眼点  (略)
評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)	評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(社会的養護共通) ○様式の中には、母親と子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、母親と子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。</p>	<p>(5種別共通) ○様式の中には、母親と子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、母親と子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。</p>
<p>(社会的養護共通) ○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。</p>	<p>(5種別共通) ○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。</p>
<p>(社会的養護共通) ○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、母親と子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として母親と子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。</p> <p>(略)</p>	<p>(5種別共通) ○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、母親と子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として母親と子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。</p> <p>(略)</p>
<p>(社会的養護共通) ○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとすることが大切です。</p>	<p>(5種別共通) ○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとすることが大切です。</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>43 III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>43 III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>

改正後	現行
<p><b>評価の着眼点</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p><b>(社会的養護共通)</b></p> <p>○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。</p> <p><b>(社会的養護共通)</b></p> <p>○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><b>(5種別共通)</b></p> <p>○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。</p> <p><b>(5種別共通)</b></p> <p>○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>III-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。</p>	<p>III-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。</p>
<p><b>44 III-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</b></p>	<p><b>44 III-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</b></p>
<p><b>【判断基準】</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>【判断基準】</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>評価の着眼点</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>評価の着眼点</b></p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、母親と子どもの状態の変化や支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。</p> <p>(社会的養護共通) ○母親と子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。</p> <p>(社会的養護共通) ○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を隨時検討します。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>45 Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。</u> (略)</p>	<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、母親と子どもの状態の変化や支援内容の内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。</p> <p>(5種別共通) ○母親と子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。</p> <p>(5種別共通) ○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を隨時検討します。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>45 Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。</u> (略)</p>

## 第三者評価内容評価基準（母子生活支援施設解説版）新旧対照表

別添5－2

改定後	現行
A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援 A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護 <u>A① A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</u>	A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援 A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護 <u>A① A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</u>
<b>【判断基準】</b> a) 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。  b) <u>母親と子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。</u>  c) 母親と子どもの権利擁護に関する取組が <u>徹底されていない。</u>	<b>【判断基準】</b> a) 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。  b) -  c) 母親と子どもの権利擁護に関する取組が <u>十分ではない。</u>
<b>評価の着眼点</b>  □母親と子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。  □母親と子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。  □権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。  □権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。  <u>□必要に応じて、関係機関等と連携を図り対応している。</u>	<b>評価の着眼点</b>  □母親と子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。  □母親と子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。  □権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。  □権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。  <u>(新設)</u>

改定後	現行
<p><u>□母親と子どもの思想・信教の自由を保障している。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母親の権利擁護においては、母親を権利主体として位置づけ、母親の最善の利益に配慮した支援が求められます。</li> <li>○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底される必要があります。<u>とくに、自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取り組みは重要です。</u></li> <li>○母親と子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。</li> <li>○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。</li> <li>○母子生活支援施設を利用する母親と子どもは、夫や親類などとの関係性が継続している場合があります。施設外での面会などの状況を把握しながら、施設外での虐待等の権利侵害が発生する可能性にも留意します。こうした場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。</li> </ul>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母親の権利擁護においては、母親を権利主体として位置づけ、母親の最善の利益に配慮した支援が求められます。</li> <li>○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底される必要があります。</li> <li>○母親と子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。</li> <li>○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。</li> <li>○母子生活支援施設を利用する母親と子どもは、夫や親類などとの関係性が継続している場合があります。施設外での面会などの状況を把握しながら、施設外での虐待等の権利侵害が発生する可能性にも留意します。こうした場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。</li> </ul>

改定後	現行
<p>○児童相談所・保育所・学校・福祉事務所等の関係機関と、<u>ケースカン</u>  <u>ファレンスで意見交換を行い、その中で役割分担をしてそれぞれの立</u>  <u>場から支援を行っていくことが必要です。</u></p> <p>○共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞのもつ  <u>文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組</u>  <u>を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。</u></p> <p>○思想や信教の自由は、憲法で保障された国民の権利です。また、<u>子ど</u>  <u>もの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を保障してお</u>  <u>り、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立とい</u>  <u>う視点から最も大切にされなければなりません。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
(3) 評価の留意点	(3) 評価の留意点
<p>○母親と子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。</p> <p>○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性<u>を踏まえた適切な評価が求められます。</u></p>	<p>○母親と子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。</p> <p>○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性<u>に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。</u></p>
<p>○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。</p> <p>○母親と子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。</p> <p>○子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。</p>	<p>○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。</p> <p>○母親と子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。</p> <p>○子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。</p>

改定後	現行
<p>○母親と子ども個人の思想や信教の自由について、最大限に配慮して保障しているかを確認します。</p>	<p>(新設)</p>
<p>A－1－(2) 権利侵害への対応</p> <p>A② A－1－(2)－① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。</p>	<p>A－1－(2) 権利侵害への対応</p> <p>A② A－1－(2)－① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。</p>
<p>【判断基準】</p> <p>a) いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害防止<u>を徹底</u>している。</p> <p>b) <u>いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害防止に取組んでいるが、さらなる取組が求められる。</u></p> <p>c) 職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりによる権利侵害を防止するための取組が<u>徹底されていない</u>。</p>	<p>【判断基準】</p> <p>a) いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害<u>を防止</u>している。</p> <p>b) <u>二</u></p> <p>c) 職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりによる権利侵害を防止するための取組が<u>十分ではない</u>。</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>□不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。</p>	<p>□不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。</p>

改定後	現行
<p>□不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。</p>	<p>□不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。</p>
<p>□不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。</p>	<p>□不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。</p>
<p>□職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。</p>	<p>□職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。</p>
<p>□不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。</p>	<p>□不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A③ A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や子どもが、 暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよ う徹底している。</p>	<p>A③ A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や子どもが、 暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよ う徹底している。</p>

改定後	現行
<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><b>A④ A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱める ような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</b></p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><b>A④ A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱める のような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</b></p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>

改定後	現行
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
<u>(削除)</u>	<p><b>A－1－(3) 思想や信教の自由の保障</b></p> <p><b>A⑤ A－1－(3)－① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【判断基準】</b></p> <p>a) 母親や子どもの思想や信教の自由が保障されている。</p> <p>b) 母親や子どもの思想や信教の自由を保障しようと努めているが十分でない。</p> <p>c) 母親や子どもの思想や信教の自由が尊重されていない。</p> </div> <p><b>評価の着眼点</b></p> <p><input type="checkbox"/>施設において宗教的活動等を強要していない。</p> <p><input type="checkbox"/>個人的な宗教活動等は尊重している。</p> <p><input type="checkbox"/>母親と子どもの思想や信教の自由については、最大限に配慮し保障している。</p>

改定後	現行
<p>A－1－（3）母親と子どもの意向や主体性の配慮</p> <p>A⑤ A－1－（3）－① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p> <p>【判断基準】 （略）</p>	<p>□母親の思想や信教によって、その子どもの権利が損なわれないよう配慮している。</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p><u>(1) 目的</u></p> <p>○本評価基準では、母親と子ども個人の思想や信教の自由を保障するための施設における取組を評価します。</p> <p><u>(2) 趣旨・解説</u></p> <p>○憲法で保障された国民の権利であることを自覚する必要があります。</p> <p>○子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。</p> <p><u>(3) 評価の留意点</u></p> <p>○母親と子どもの個人の思想や信教の自由について、最大限に配慮して保障しているかを確認します。</p>
	<p>A－1－（4）母親と子どもの意向や主体性の配慮</p> <p>A⑥ A－1－（4）－① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p> <p>【判断基準】 （略）</p>

改定後	現行
評価の着眼点  (略)	評価の着眼点  (略)
評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)	評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)
A-1-(4) 主体性を尊重した日常生活  A⑥ A-1-(4)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活  A⑦ A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。
【判断基準】  (略)	【判断基準】  (略)
評価の着眼点  (略)	評価の着眼点  (略)
評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)	評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)

改定後	現行
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
A⑦ A-1-(4)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参 画しやすいように工夫し、計画・実施している。	A⑧ A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参 画しやすいように工夫し、計画・実施している。
<b>【判断基準】</b> (略)	<b>【判断基準】</b> (略)
<b>評価の着眼点</b> (略)	<b>評価の着眼点</b> (略)
<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>	<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア	A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア

改定後	現行
<p>A⑧ A-1-(5)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることがで きるよう、退所後の支援を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>A⑨ A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることがで きるよう、退所後の支援を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2 支援の質の確保</p> <p>A-2-(1) 支援の基本</p> <p>A⑨ A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応し て、専門的支援を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>	<p>A-2 支援の質の確保</p> <p>A-2-(1) 支援の基本</p> <p>A⑩ A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応し て、専門的支援を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>

改定後	現行
評価の着眼点  (略)	評価の着眼点  (略)
評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)	評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)
A-2-(2) 入所初期の支援  A⑩ A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	A-2-(2) 入所初期の支援  A⑪ A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。
【判断基準】  (略)	【判断基準】  (略)
評価の着眼点  (略)	評価の着眼点  (略)
評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的	評価基準の考え方と評価の留意点  (1) 目的

改定後	現行
(略)	(略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
A-2-(3) 母親への日常生活支援 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">△⑪ A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。</span>	A-2-(3) 母親への日常生活支援 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">△⑫ A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。</span>
<span style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</span>
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)。
評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)	評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)

改定後	現行
A⑫ A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、 子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。	A⑬ A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、 子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。
<b>【判断基準】</b> (略)	<b>【判断基準】</b> (略)
<b>評価の着眼点</b>  (略)	<b>評価の着眼点</b>  (略)
<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)	<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略)
A⑭ A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	A⑭ A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。
<b>【判断基準】</b> (略)	<b>【判断基準】</b> (略)
<b>評価の着眼点</b>	<b>評価の着眼点</b>

改定後	現行
(略)	(略)
<u>評価基準の考え方と評価の留意点</u>	<u>評価基準の考え方と評価の留意点</u>
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
A-2-(4) 子どもへの支援 A⑭ A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	A-2-(4) 子どもへの支援 A⑮ A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。
<b>【判断基準】</b> (略)	<b>【判断基準】</b> (略)
<b>評価の着眼点</b> (略)	<b>評価の着眼点</b> (略)
<u>評価基準の考え方と評価の留意点</u>	<u>評価基準の考え方と評価の留意点</u>
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)

改定後	現行
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
A⑯ A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、 学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	A⑯ A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、 学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
A⑯ A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとな とのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関 係づくりについて支援している。	A⑰ A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとな とのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関 係づくりについて支援している。

改定後	現行
<p>【判断基準】            (略)</p>	<p>【判断基準】            (略)</p>
<p>評価の着眼点             (略)</p>	<p>評価の着眼点             (略)</p>
<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的            (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説            (略)</p> <p>(3) 評価の留意点            (略)</p>	<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的            (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説            (略)</p> <p>(3) 評価の留意点            (略)</p>
<p>A⑯ A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。</p>	<p>A⑰ A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。</p>
<p>【判断基準】            (略)</p>	<p>【判断基準】            (略)</p>
<p>評価の着眼点             (略)</p>	<p>評価の着眼点             (略)</p>

改定後	現行
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2-(5) DV被害からの回避・回復</p> <p>A⑯ A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。</p>	<p>A-2-(5) DV被害からの回避・回復</p> <p>A⑯ A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改定後	現行
(3) 評価の留意点 (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>A⑯ A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。</p></div>	(3) 評価の留意点 (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>A⑰ A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。</p></div>
<b>【判断基準】</b> (略)	<b>【判断基準】</b> (略)
<b>評価の着眼点</b> (略)	<b>評価の着眼点</b> (略)
<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>A⑯ A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。</p></div>	<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>  (1) 目的 (略)  (2) 趣旨・解説 (略)  (3) 評価の留意点 (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>A⑰ A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。</p></div>

改定後	現行
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応 <u>A②1 A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持つ ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。</u></p>	<p>A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応 <u>A②2 A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持つ ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。</u></p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>

改定後	現行
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>A② A-2-(6)-② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><u>【判断基準】</u></p> <p>a) 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。</p> <p>b) 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもの権利擁護を図るための関係機関との連携を行っていない。</p> </div> <p><u>評価の着眼点</u></p> <p>□児童虐待の発生やその疑いがある場合は児童相談所に通報し、連携して対応している。</p> <p>□被虐待児童に対しては、必要に応じて、心理判定や児童精神科医との相談などの児童相談所機能を活用している。</p>

改定後	現行
	<p>□必要に応じて、福祉事務所や保育所・学校・病院等と情報交換や連携を図り対応している。</p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、関係機関との連携を図り、子どもの最善の利益を優先する方向性を共有しながら行う支援の展開を評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○子どもが母親とともに暮らせるように支援することは、子どもの権利擁護では大切な取組です。</p> <p>○母子生活支援施設が持つ機能を最大限に活用し、子どもの権利擁護に資する支援を行う必要があります。</p> <p>○児童相談所・保育所・学校・福祉事務所等の関係機関と、ケースカンファレンスで意見交換を行い、その中で役割分担をしてそれぞれの立場から支援を行っていくことが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○施設の支援の意図や目的・目標・計画など、日常的にどのような支援しているかを関係機関に理解してもらうとともに、他機関のもつ機能や支援の意図や目的等を理解し、世帯の状況について共通理解を持つことができているか確認します。</p>
<p>A－2－(7) 家族関係への支援</p> <p>A② A－2－(7)－① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。</p>	<p>A－2－(7) 家族関係への支援</p> <p>A④ A－2－(7)－① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。</p>

改定後	現行
<p>【判断基準】            (略)</p>	<p>【判断基準】            (略)</p>
<p>評価の着眼点             (略)</p>	<p>評価の着眼点             (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点留意点</p> <p>(1) 目的            (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説            (略)</p> <p>(3) 評価の留意点            (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点留意点</p> <p>(1) 目的            (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説            (略)</p> <p>(3) 評価の留意点            (略)</p>
<p>A-2-(8) 特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援</p> <p>A② A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。</p>	<p>A-2-(8) 特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援</p> <p>A② A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。</p>
<p>【判断基準】            (略)</p>	<p>【判断基準】            (略)</p>
<p>評価の着眼点</p>	<p>評価の着眼点</p>

改定後	現行
(略)	(略)
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
A-2-(9) 就労支援 A <sup>24</sup> A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	A-2-(9) 就労支援 A <sup>26</sup> A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)
評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)	評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説	(2) 趣旨・解説

改定後	現行
(略)	(略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
A②5 A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	A②7 A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。
<p><b>【判断基準】</b></p> <p>a) 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。 <u>_____</u></p> <p>b) 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 就労継続が困難な母親への支援を行っていない。</p>	<p><b>【判断基準】</b></p> <p>a) 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている</p> <p>b) 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 就労継続が困難な母親への支援を行っていない。</p>
<b>評価の着眼点</b> (略)	<b>評価の着眼点</b> (略)
<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>	<b>評価基準の考え方と評価の留意点</b>
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)

改定後	現行
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)

## 第三者評価共通評価基準（母子生活支援施設）

### I 支援の基本方針と組織

#### I－1 理念・基本方針

I－1－(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I－1－(1)－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

#### I－2 経営状況の把握

I－2－(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I－2－(1)－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

3 I－2－(1)－② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

#### I－3 事業計画の策定

I－3－(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I－3－(1)－① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

5 I－3－(1)－② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

I－3－(2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I－3－(2)－① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

7 I－3－(2)－② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。

#### I－4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I－4－(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I－4－(1)－① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

9 I－4－(1)－② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

### II 施設の運営管理

#### II－1 施設長の責任とリーダーシップ

II－1－(1) 施設長の責任が明確にされている。

10 II－1－(1)－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

11 II－1－(1)－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

II－1－(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 II－1－(2)－① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

13 II－1－(2)－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

#### II－2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

### II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

### II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 II-4-(1)-① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

### III 適切な支援の実施

#### III-1 母親と子ども本位の支援

III-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 III-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつ

ための取組を行っている。

29 III-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。

30 III-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

31 III-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。

32 III-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。

III-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。

33 III-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

III-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 III-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。

36 III-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

III-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 III-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 III-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

## III-2 支援の質の確保

III-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。

40 III-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。

41 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

43 III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

III-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

**44** III-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

**45** III-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。

## 第三者評価内容表評価基準（母子生活支援施設版）

### A－1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

#### A－1－（1）母親と子どもの権利擁護

A① A－1－（1）－① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

#### A－1－（2）権利侵害への対応

A② A－1－（2）－① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。

A③ A－1－（2）－② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。

A④ A－1－（2）－③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

#### A－1－（3）母親と子どもの意向や主体性の配慮

A⑤ A－1－（3）－① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

#### A－1－（4）主体性を尊重した日常生活

A⑥ A－1－（4）－① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。

A⑦ A－1－（4）－② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。

#### A－1－（5）支援の継続性とアフターケア

A⑧ A－1－（5）－① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。

### A－2 支援の質の確保

#### A－2－（1）支援の基本

A⑨ A－2－（1）－① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。

#### A－2－（2）入所初期の支援

A⑩ A－2－（2）－① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。

#### A－2－（3）母親への日常生活支援

A⑪ A－2－（3）－① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。

**A⑫** A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。

**A⑬** A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。

**A-2-(4) 子どもへの支援**

**A⑭** A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。

**A⑮** A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。

**A⑯** A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつき合いに配慮して、人との関係づくりについて支援している。

**A⑰** A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。

**A-2-(5) DV被害からの回避・回復**

**A⑱** A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。

**A⑲** A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。

**A⑳** A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。

**A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応**

**A㉑** A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。

**A-2-(7) 家族関係への支援**

**A㉒** A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。

**A-2-(8) 特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援**

**A㉓** A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。

**A-2-(9) 就労支援**

**A㉔** A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。

**A㉕** A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。